

平成25年3月29日

特定非営利活動法人消費者支援機構関西
理事長 榎木彰徳 様
ご担当：西島様

大阪市北区

株式会社レンタルブティックひろ代理人
弁護士

ご 連 絡

拝啓

貴団体から受取りました平成25年2月26日付「申入れ及び要請書」に対して、株式会社レンタルブティックひろ（以下、「当社」といいます）の代理人として以下のとおりご連絡申し上げます。

さて、貴団体から申入れ事項につきまして当社は約款の改定を含めて検討をしてきたところではありますが、現在、約款の内容の記載された書面による伝票を撤廃し、コンピューターを用いたシステムによる申込みへと運用の変更に向けた取り組みを行っており、今夏の運用開始を予定しております。

書面の全面改定には多額の費用を要するところであり、システムの変更に併せて約款の改定を含めた検討を行なっているところでもあります。

従前の書面においても回答いたしましたとおり、現時点において約款の改定は未了ですが、現実には契約のキャンセルが発生した際には、現在の契約条項の記載通りの対応ではなく、消費者の方を保護する方向で個別的な対応を行っております。

以上、ご回答申し上げます。

敬具